

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス利用者情報の目的外利用について
----	-------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第11条第2項第5号（目的外利用）

（担当部課：健康部 医療保険年金課 国保資格係）

## 事業の概要

事業名	新宿区国民健康保険の運営
担当課	健康部医療保険年金課
目的	新宿区国民健康保険料介護分保険料の適正な賦課徴収
対象者	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス利用者
事業内容	<p>新宿区国民健康保険加入者が介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）であるときは国民健康保険料に介護分保険料を算定賦課しているが、介護保険第2号被保険者に該当しない、あるいは非該当になったときは介護分保険料の賦課徴収はできない。</p> <p>このため、障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス利用者のうち、介護保険適用除外施設に入所し、かつ適用除外となるサービス利用者については介護保険第2号被保険者に非該当につき介護分保険料の賦課を取消しするものである。</p> <p>なお、納付済みであるときは還付や医療分保険料等への充当を行う。</p> <p>現行の事務処理は、適用除外者から介護保険適用除外届出があったときに、適用除外かの判定を行うため、必要な事項について個別に障害者福祉課に問合せを行い、可否判定のうえ保険料賦課更正・還付・充当等を行っている。</p> <p>今後、障害者福祉課より定期的に介護保険被保険者除外に係る障害福祉サービス利用者情報の提供を受けることにより適用除外該当者（世帯）の判定処理を迅速化し、国民健康保険料介護分保険料の適正な賦課処理と適用除外届の未届出者の届出勧奨を行い、区民サービスの向上を図る。</p> <p>年度合計で50名程度の入退所やサービス内容変更等を見込む。</p>

件名 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス利用者情報の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	福祉部 障害者福祉課	利用課	健康部医療保険年金課
登録業務の名称	障害福祉サービス	登録業務の名称	介護分保険料賦課除外処理
登録業務の目的	障害福祉サービスの支給決定及び支払事務を行うため	登録業務の目的	介護分保険料の賦課更正決定
登録業務に係る個人情報 の記録媒体	文書及び帳票 電磁的媒体	登録業務に係る個人情報 の記録媒体	文書及び帳票 電磁的媒体
目的外利用を行う理由	新宿区国民健康保険加入者のうち、介護保険適用除外者の国民健康保険料賦課を適正に行うため。(介護保険第2号被保険者から除外されたときは、介護分保険料を賦課徴収しない処理を行うため。)		
目的外利用を行う情報 項目	新宿区国民健康保険加入者のうち、障害福祉サービス利用者本人の 氏名、住民番号、生年月日、入所施設名、入退所年月日、入所資格(サービス名称)		
目的外利用を行う際に 使用する記録媒体	紙		
目的外利用の時期・期間	平成 22年 8月 1日 以降継続		
緊急時の目的外利用に おける本人通知の状況	*****		